

公売参加の手引き（期間入札）

I 期間入札の方法による公売の概要

この制度は、差押財産の公売に当たり、国税局において入札期間を定め、その期間内に郵送による方法又は担当者に直接手交する方法により入札を受け付け、開札期日に開札を行って最高価申込者を決定の上、売却するというものです。

なお、令和3年1月1日以降、不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置が創設されたことに伴い、公売財産が不動産の場合「陳述書」を提出しなければ入札することができなくなりました。

II 入札手順

1 入札期間

入札期間は、令和3年11月15日（月）から令和3年11月22日（月）までの期間とします。

なお、入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、郵送により入札書を提出される場合は、所要の日数を見込んだ上で郵送してください（**期間内必着**）。

2 入札までの手続

(1) 公売財産の現況等の確認

入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を確認してください。

(2) 入札関係書類の請求及び提出

入札に当たっては、「入札書」、「公売保証金振込通知書」、「公売保証金の充当申出書」、「陳述書」（不動産の場合のみ）、「入札書提出用封筒」及び「郵送用封筒」が必要となります。

また、複数の方が共同で入札する場合は、入札書と併せて「共同入札代表者の届出」が必要となります。

これらの書類については、国税庁ホームページからダウンロードすることができます（担当窓口にも、電話で請求することもできます。）。

(3) 公売保証金の提供

公売保証金の提供が必要な公売財産について入札する場合には、入札書の提出前に公売財産ごとに定められた公売保証金を提供する必要があります。

なお、公売保証金の提供が必要な場合と不要な場合とでは、次のとおり手順が異なりますので、注意してください。

イ 公売保証金の提供が必要な場合

(イ) 公売保証金の提供

令和3年11月22日(月)までに公売保証金の金額を、金融機関（インターネットバンキングを含む。）から、国税局が指定した預金口座に振り込む方法（又は担当者に直接交付する方法）により提供してください。

なお、公売保証金は、**売却区分番号ごと**に振り込みをお願いします。

(注) 公売保証金を担当者に直接交付する方法により提供する場合には、現金又は小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局の振出しに係るもの又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）で提供してください。

(ロ) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の作成

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太枠で囲まれた部分の記載を行うとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「**振込金受取書**」の原本を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼付してください。

インターネットバンキングを利用した場合には、振り込んだ旨を確認できる画面等を出し、貼付してください。

(ハ) 公売保証金の充当申出書の提出

公売保証金を買受代金に充当するため、「**公売保証金の充当申出書**」を提出してください。

(ニ) 公売保証金の領収証書の送付

公売保証金の領収証書は、公売保証金の振込み確認後、郵送します。

ロ 公売保証金の提供が不要な場合

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」及び「公売保証金の充当申出書」の提出は不要です。

公売保証金（買受代金）の振込先（主任歳入歳出外現金出納官吏の口座）は以下のとおりです。

金融機関	北洋銀行 本店営業部
預金の種類	普通預金
口座番号	1085067
名義人	さっぽろこくぜいきょくこうばいよう 札幌国税局公売用

3 入札

入札書には、次の点に注意し、住所（所在地）、氏名（商号）、売却区分番号、入札価額及びその他必要な事項を記載してください。

- (1) 入札書には、個人にあつては**住民登録上の住所及び氏名**、法人にあつては**商業登記簿上の所在地及び商号**を記載してください。

なお、入札書の記載に当たっては、字体を鮮明にし、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じた場合は、**新たな入札書**を使用してください。訂正された入札書は**無効**となります。

- (2) 入札書を入札書提出用封筒に入れ、のり付けしてください。

入札書提出用封筒には、公売公告番号、売却区分番号及び開札日時等を記載してください。

なお、**1つの入札書提出用封筒に封入できる入札書は1枚のみ**ですので、複数の公売財産の入札をする場合は、入札する公売財産の数だけ入札書提出用封筒が必要となります。

- (3) 郵送用封筒に入札書提出用封筒、陳述書（不動産の場合のみ）、必要に応じて委任状、共同入札代表者の届出、買受適格証明書を同封してください。

なお、公売保証金を納付した場合には、公売保証金振込通知書兼払渡請求書、公売保証金の充当申出書も同封してください。

- (4) 関係書類の提出を確認した後に、入札書提出用封筒受領証を郵送します。

- (5) **一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。**

- (6) 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

郵送内容の確認

- イ 入札書が入っている入札書提出用封筒
- ロ 陳述書（不動産の場合のみ）
- ハ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書（振込金受取書を添付したもの）
- ニ 公売保証金の充当申出書
- ホ 委任状、共同入札代表者の届出、買受適格証明書（必要な場合）

4 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者本人等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 換価処分の実行の妨害等の行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産の買受けについて、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者

Ⅲ 開札から権利移転までの手続き

1 開札期日及び開札の方法

開札期日は、令和3年11月24日（水）午前9時30分で、開札の方法は、開札の場所において入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

2 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、開札日時において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の者に対して行います。

なお、開札の結果、最高価申込者が2人以上いる場合の追加入札は、期間入札の方法により行います。

3 次順位買受申込者の決定

(1) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの）の入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

なお、次順位買受申込者が2人以上あるときは、くじで決定します。

(2) 次順位買受申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

(3) 次順位買受申込者に該当する場合には、公売会場にて次順位買受申込の有無の意思確認を行います。公売会場にいない場合には、入札書に記載された連絡先に電話にて次順位買受申込の有無の意思確認を行います。

4 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、後日、その入札者の間で期間入札による追加入札を行います。

追加入札の日程については、公売公告で掲示されておりますが、詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

(1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

(2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

5 最高価申込者への通知

最高価申込者に対しては、最高価申込者の決定後、速やかに「不動産等の最高価申込者の決定等通知書」を郵送します。

6 最高価申込者の取消し

最高価申込者が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる場合は、最高価申込者の決定を取り消します。

7 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の公売保証金の払渡請求欄に記載された金融機関の口座へ振り込みます。

なお、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、同様の方法で指定された金融機関の口座に振り込みます。

8 売却決定

売却決定は、令和3年12月8日（水）午前10時に、最高価申込者に対して行います。公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

9 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、令和3年12月8日（水）午後2時までに買受代金の全額を国税局が指定した金融機関の口座に振り込み納付してください（振込先は公売保証金の振込先と同じ口座です。）。なお、現金又は小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局の振出しに係るもの又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）で、令和3年12月8日（水）午後2時までの間に限り、国税局の担当窓口において納付することもできます。

10 権利移転手続等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。

(1) 農地等については、都道府県知事又は農業委員会の許可

(2) その他、法令の規定により認可又は登録を要するものは、関係機関の認可又は登録

なお、買受代金の全額を納付した後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

おって、公売財産が不動産である場合は、国は引渡しの義務は負いませんので注意してください。

11 公売財産の引渡しの方法

(1) 公売財産が動産、有価証券、自動車及び建設機械である場合

イ 徴収職員が占有している場合は、買受代金の納付と引換えに引き渡します。

公売財産引渡し後の保管はいたしませんので、買受代金納付時に公売財産を引き取ってください。

ロ 滞納者等が保管している場合は、買受代金の納付後に交付する売却決定通知書を保管者に提示して直接引渡しを受けてください。

保管者が引渡しを拒否しても、国は引渡しの義務を負いません。

なお、公売財産の引取りに関する運送料等の費用は、買受人が負担することになります。

(2) 公売財産が不動産である場合

国は引渡しの義務を負いません。

なお、住宅等で所有権移転後、以前の所有者あるいはその公売財産を使用している第三者などに、その不動産の明渡しを求めるような場合は、買受人が行うことになります。

話合いがつかない場合は、民事訴訟によらなければならない場合があります。

12 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税、郵便切手等は買受人の負担となります。

13 権利移転の登記嘱託

権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により国税局長が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行います。

したがって、買受人は、買受代金の全額を納付した場合、国税局長に対し、速やかに権利移転の登記又は登録の請求をしてください。

IV その他

1 売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定又は最高価申込者の決定（以下「売却決定等」という。）をした後であっても、買受代金の納付前においては、売却決定等が取り消される場合があります。

(1) 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納国税の完納の事実が証明されたとき

(2) 買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき

(3) 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用された場合

2 買受申込み等の取消し

最高価申込者等の決定又は売却決定が行われた場合であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行の停止があった場合は、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、滞納処分の続行が停止されている間は入札又は買受けを取り消すことができます。

3 公売保証金の国庫帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、国庫に帰属します。